

## 第1章 基本的事項

### 1 計画策定の背景

今日の環境問題は、従来の産業公害から都市生活型公害や環境ホルモンなどの新たな有害化学物質問題、増大する廃棄物問題など広範多岐にわたってきており、さらに地球温暖化を始めとする地球環境問題が顕在化するという厳しい状況に直面している。

このような状況下の平成9(1997)年12月、京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議において「京都議定書」が採択され、我が国は、平成20(2008)年から平成24(2012)年において平成2(1990)年比で温室効果ガスの排出を6%削減することを国際的に約束した。

これを受けて、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するために、平成10年10月、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「法」という。)が制定され、平成11年4月から施行されたところである。

この法は、地球温暖化対策に関し、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、各主体の措置に関する基本的事項を「地球温暖化対策に関する基本方針」(平成11年4月閣議決定。以下「基本方針」という。)として定め、また、法第8条では、地方公共団体に対して、基本方針に即して当該地方公共団体の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画を策定し、当該計画及び当該計画に基づく措置の実施の状況について公表すべきことを求めている。

地球温暖化問題は、来る21世紀において最も解決が急がれる最重要の地球環境問題であり、廃棄物問題、有害化学物質問題と並んでその対応は、これからの本県の環境を考えていく上で避けて通れない大きな課題であるとともに、新たな環境行政を展開していく上での大きな試練でもある。

このような課題を克服し、広島県環境基本計画(平成9年3月)の基本理念である「環境にやさしい恵み豊かな広島づくりと次代への継承」を実現していくためには、ごく当たり前と考えられてきた大量生産、大量廃棄を基調とするこれまでのライフスタイルや経済社会システムの在り方自体の変革を促し、環境への負荷の少ない最適生産、最適消費、最少廃棄を基調とする持続的発展が可能な社会を構築していくことが急務である。

こうしたことから、県として効果的な温暖化対策を推進するため、法第8条の規定を受け、まず県自らが率先して総合的かつ計画的な取組を実践するための当該計画を策定し、その取組を庁内外に明らかにすることによって、事業者、県民等の自主的かつ積極的な取組と行動を誘導していくことが必要である。

### 2 計画の目的

県は、地域における様々な施策や事業を行う行政の主体としての役割のほか、各種の製品やサービスの購入・使用や建築物の建築・維持管理など事業者・消費者としての性格も併せ持っており、経済活動の主体として地域に占める位置は大きい。

このような認識の下に、県は、自らが事業者・消費者としてその事務・事業の執行に際し、環境に配慮した率先行動に努め、環境への負荷の低減を図ることを目的として平成10年3月、エコオフィスプランを策定し「エコオフィス運動」として全庁的に取り組んでいるところである。

この度、法第8条の規定により策定が義務付けられた当該計画に期待される効果は、地域の足元からの温室効果ガスの排出抑制と同時に事務経費の節減、グリーン調達の推進、排出抑制対策に関する経験・知見の集積と事業者、県民等へのその効果的な提供であり、当該計画には、これまでのエコオフィスプランよりも幅広い取組が求められている。

ここに県は、法第8条の規定を受けた当該計画としての要件を満たすため、エコオフィスプランを全面的に見直し、県が排出する温室効果ガスの排出抑制及び職員一人一人の省エネルギー・省資源行動への反

映、さらにその推進に関し年ごとに改善を加えながらその足跡を明確にし、更なる取組の強化を図ることを目的として、新たに「広島県地球温暖化対策実行計画」（以下「実行計画」という。）を策定し、県の全機関を挙げて環境保全の取組に一層努めることとする。

なお、地球温暖化対策を効果的に推進するためには、県のみならず事業者、県民等あらゆる主体の地球温暖化防止に向けた自主的かつ積極的な取組が求められるが、県自らが経済活動に際して環境に配慮した行動を率先実行することは、環境への負荷を低減する上からも重要であり、また、そのような率先実行活動を通じてリーダーシップを発揮することの意義は大きいものと考えられる。

### 3 計画の基本的な考え方

- (1) 法が対象とする6種の温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>））※を対象とする。ただし、当面の間、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）については、排出の把握が極めて困難なため対象から除く。
- (2) 環境への負荷を低減するための取組を体系化し、全庁的な取組組織である地球環境対策室を中心に県の組織が一体となって推進する。
- (3) 可能な限り数値目標を設定し、実行計画の実効性を確保する。
- (4) 具体的な取組のマニュアル化を図り、その円滑な実施に努める。
- (5) 毎年、取組状況を把握するとともに、数値目標を含め必要に応じて実行計画の見直しを行い、継続的な改善に努める。ただし、その業務の実態からみて実行計画に掲げられた取組の全部又は一部の実施が困難なものにあつては、業務の範囲を限り、当該業務の特性等に応じ、実行計画に代えて実施すべき計画（以下「業務実行計画」という。）を作成するものとする。

注）※ の付いている用語は、「マニュアル」巻末の用語解説を参考のこと（以下同じ。）。

### 4 計画の期間

実行計画の期間は、平成10年度を基準年度とする平成12(2000)年度から平成16(2004)年度までの5年間とする。

### 5 計画の対象範囲

実行計画の対象は、知事部局、企業局、議会事務局、各行政委員会の事務及び事業とする。

なお、外部への委託等により実施するものは、実行計画の対象範囲でないが、温室効果ガスの排出の抑制等の措置が可能なものについては、受託者等に対して、必要な排出抑制等の措置を講じるよう要請するものとする。